

最低賃金の改定時期です

Q. 今年の東京都の最低賃金について教えてください。

A. 令和元年10月1日から東京都の最低賃金は1,013円(時間給)に改定されます。

最低賃金は労働者の生計費や世間相場の賃金額などを考慮し、ほぼ毎年10月に改定されています。最低賃金には、地域別最低賃金と特定最低賃金の2種類があります。地域別最低賃金とはその名称の通り、各都道府県別に定められた最低賃金です。特定最低賃金は特定の事業や職業に定められた賃金を指します。両方に該当する労働者の場合、より高いほうが最低賃金となります。事業主は労働者を雇う場合、この最低賃金以上の賃金を支払わなければならない、正社員、アルバイトなど、すべての労働者に適用されます。

仮に、事業主と労働者の間で最低賃金に満たない賃金額で合意していた場合は違法となり、最低賃金額と同様の定めをしたものとされ、後日、不足分を支払うこととなります。

最低賃金の対象となる賃金は毎月支払われる基本的な賃金に限られ、次の①から④に該当する賃金を除外したものととなります。

- ①精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ②臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ③1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)④時間外労働、休日労働、深夜労働手当

最低賃金は「時間額」で定められています。月給制、日給制、時間給制など、すべての給与形態において時間額が適用されます。そのため、日給制の場合は日給を1日の所定労働時間数で割って、月給制の場合は賃金額を1時間当たりの金額に直して比較をします。

時間額に換算した金額が、最低賃金を下回っている場合は賃金の見直しが必要となります。